



Web Contents



2018년 07월 23일 03시 39분

목차

목차	2
木浦大陽一般産業地の分公告	3
分公告	3
入居業種および申資格	3
入居業種	3
[制限業種]	3
申資格	3
供給象	3
産業施設用地	4
供給スケジュールおよび場所	4
入居企業への特典	4
お問い合わせ先	4

分 公告

分	位置	筆地	面積 (㎡)	分 予 定 格	供給方法	備考
産業施設用地	木浦市 大陽洞1189-1番地一	117	854,165	259,060 ウォン / ㎡	入居審査後 象者決定	競合時抽選
公共施設用地		7	113,846		意契約	指定供給

- 分 象土地 連の詳細は、木浦大陽産業 地(株)ホ ム ペ ジ のお知らせをご 照く ださい。
 www.mokpodaeyang.com 木浦大陽産業 地リンク
- 地 地率の調整、業種配置計、事業地 計の調整などによる供給 象、土地面積、位置などは認可 許可結果によって調整されることがあります。

入居業種および申 資格

✔ 入居業種

入居業種(韓 標準産業中分類)	
食料品製造業 [C10]	非金 物製品製造業 [C23]
電 機器製造業 [C28]	自動車 トレ ラ 製造業 [C30]
その他の輸送機器製造業 [C31]	電 ガス 蒸 および空 調節供給業 [D35]
倉庫および輸送 連サ ビス業 [H52]	ネガティブ(制限業種)

※ ネガティブ(制限業種)：産業集積活性化および工場設立に する法律第2 に合致する業種で、管理基本計 上入居審査を得た業種で制限業種を除いた業種

[制限業種]

- C10: 食料品製造業
- C13: 維製品製造業：衣服を除く
- C14: 衣服、衣服アクセサリ および毛皮製品製造業
- C15: レザ、 バッグおよび靴製造業
- C19: コ クス、練炭および石油精製品製造業のうち石油精製品製造業
- C21: 療用材料および 品製造業
- C23: 非金 物製造業のうちセメント、石灰、プラスタ およびその製品製造業、その他非金 物製品製造業(磨製造業を除く)
- C28: 電 機器製造業

✔ 申 資格

入居申 開始時点で同じ筆地に2人以上の入居申 があつた場合、優先順位は以下の通り

仕給 象

(<http://www.mokpo.go.kr>)

産業施設用地

- 第1順位：家均衡 展特別法に基づき、首都 (過密抑制 域)から本社と工場を移 する企業(公告日現在本社と工場の所在地が首都の企業)で、工場登 を ませた企業
- 第2順位：木浦市および全羅南道とMOUを締結したか、または入居推薦を受けた企業で、入居面積および雇用創出 果が高く、地域 の活性化に寄 度が高い企業
- 第3順位：1の協力企業、その他入居希望企業

供給スケジュールおよび場所

分	供給日程	場所
分 公告	2016年 2月15日(月)	工場設立管理情報ネットワ ク、木浦市および木浦大陽産業 地ホ ム ペ ジ
分 申	2016年 2月15日(月)以降 時 受付	木浦大陽産業 地(株)
入居契約申	2016年 2月15日(月)以降 時 受付	木浦市(雇用政策課)
入居審議および確定通知	入居契約申 日から5日間(係機 協議時、5日以上の延長可能)	木浦市(雇用政策課)
入居契約締結	入居 象者確定通知日から5日(業日)以	木浦市(雇用政策課)
用地 買契約締結		木浦大陽産業 地(株)

- 筆地別申 受付および審議後、最終競合土地は抽選を行い、抽選 象者、抽選結果等は木浦大陽産業 地(株)ホ ム ペ ジにてお知らせ
- 入居契約は、「産業集積活性化および工場設立に する法律」第38 に基づき、木浦市(雇用政策課)と締結

入居企業への特典

- 家均衡 展特別法および自治 投資誘致 例による補助金支援可能
- 租 制限特別法による法人(所得)、取得、財産 減免
- 市中銀行と協約買入土地 保による融資斡旋

お問い合わせ先

- 入居契約 連：木浦市雇用政策課(061-270-3362)
- 用地分 連：木浦大陽産業 地(株)(061-277-9667~8)、木浦市成長動力室(061-270-8888)
- 金 連：木浦市 政課(取得：061-270-3291、財産：061-270-3429)

MokPo - Si ***Web Contents***

